令和８年（フ）第５３５５号
大阪市西淀川区姫島１丁目24番22―413号
債務者　中嶋　健二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５０１号
大阪府八尾市西木の本４丁目４番地　第２木の本宿舎Ａ―204号
債務者　鈴木咲野香
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５１０号
大阪市東成区大今里西２丁目10番18号　ウエムラグレース今里　402号
債務者　吉田　悦子（旧姓工野）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５１２号
大阪市平野区西脇１丁目11番13―305号
債務者　松原　スミ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５２６号
大阪府茨木市総持寺駅前町３番20号　南風荘305号
債務者　松久保郁子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５３３号
大阪市淀川区三津屋北１丁目７番３号　ハーモニーパレス　206号
債務者　畑　有見子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５４８号
大阪府吹田市高野台４丁目４番Ｂ85―302号
債務者　岡本　　博
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１１号
広島県呉市上畑町18番５号
債務者　橋田　真未
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第７９号
福岡県直方市新知町１番14号　エンジェルハイツ203号、前住所福岡県行橋市大橋３丁目11番33号　クレアハウス310号室
債務者　塩川　昌之
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第３２２号
佐賀市神野西四丁目７番10号　シーホース神野西505、前住所佐賀市鍋島町大字八戸溝1238番地１　717号
債務者　松本るりこ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５２６号
熊本市東区新南部１丁目１番81号　106
債務者　野中　佳樹
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５４０号
熊本県下益城郡美里町堅志田192―１　介護老人保健施設　なごみの里、住民票上の住所熊本県上益城郡甲佐町大字上早川275番地(前住所）熊本県上益城郡甲佐町大字下横田1511番地１　浅井団地７号
債務者　佐藤　文雄
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５８２号
熊本市東区新南部３丁目６番61号　203号
債務者　日野　誠史
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６１６号
熊本市中央区帯山７丁目16番19―305号　サンビレッジ
債務者　寺﨑斗志朗
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６１９号
熊本市中央区国府３丁目27番13号　霧島ｏｎＮＯ．10　202
債務者　山中　瑞紀
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６２９号
熊本市東区上南部３丁目20番17―１号
債務者　橋本美登里
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６４８号
熊本県合志市幾久富1866番地912
債務者　山下　　心
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係